

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】2
- 北九州広域都市計画道路事業等の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】3
- 北九州広域都市計画道路事業等の事業計画の変更認可の公告【建設局道路部街路課】4

北九州市公告第 803 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 12 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区緑ヶ丘三丁目 2 番 1 及び 2 番 10 から 2 番 25 まで	北九州市小倉北区貴船町 3 番 1 号 大和ハウス工業株式会社北九州支店 支配人 徳永光彦
北九州市小倉南区新曾根 4 2 6 1 番 1	北九州市小倉南区下曾根四丁目 1 3 番 16 号 株式会社 ONEWAY GLOOP 代表取締役 河野育美

北九州市公告第804号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業等の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月5日

北九州市長 武内和久

北九州広域都市計画道路事業3・2・44-9号7号線（富士見工区）

北九州市公告第805号

北九州広域都市計画道路事業等の事業計画の変更の認可の告示（令和5年福岡県告示第730号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月5日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画事業の種類
道路事業

- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・2・44-9号7号線（富士見工区）	福岡県北九州市小倉南区城野三丁目、城野四丁目、富士見二丁目及び下城野一丁目

- 3 施行者の名称
北九州市

- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。